

東浦町いきいきマイレージ事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町が実施する健康増進事業及び介護予防事業への参加者にポイントを付与する東浦町いきいきマイレージ事業（以下「マイレージ事業」という。）を実施することにより、住民の健康に関する意識の向上及び主体的な健康づくりを推進し、もって認知症の発症の抑制及び介護の必要な状態にならないための予防を目的とする。

(事業の内容)

第2条 マイレージ事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) チャレンジカード（以下「カード」という。）の配布
- (2) 特定健康診査等の受診をした者に対するポイント（以下「健康ポイント」という。）の付与
- (3) ポイントを付与する対象となる事業（以下「対象事業」という。）に参加した者に対するポイント（以下「参加ポイント」という。）の付与
- (4) 運動等の健康目標を設定し、実践した者に対するポイント（以下「実践ポイント」という。）の付与
- (5) ポイントの合計が100ポイント（健康ポイントを必ず含むものとする。以下同じ。）に達した者に対するカードと景品の交換

(事業の対象者)

第3条 マイレージ事業の対象となる者は、東浦町内に在住又は在勤している者（前条第5号に掲げる事業については、東浦町内に在住している者に限る。）であり、かつ、実施年度の4月1日現在で満年齢が18歳以上の者とする。

(事業の実施期間)

第4条 事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(カードの配布)

第5条 町長は、マイレージ事業の参加者（以下「参加者」という。）に対しカードを配布する。

(ポイントの付与)

第6条 町長は、対象事業への参加によるスタンプをもってポイントを付与する。

- 2 実践ポイントは、参加者自らが設定した運動等の健康目標を実践した場合、カードに実践した日付を自ら記入することでポイントを付与する。

(ポイントの獲得期間)

第7条 参加者がマイレージ事業のポイントを獲得できる期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(カードの紛失)

第8条 参加者がカードを紛失したときは、紛失前までに町長が付与したポイントは無効とする。

(ポイント数)

第9条 町又はコミュニティ等が実施する対象事業の1回の参加につき付与するポイント数は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 健康ポイント 40ポイント
- (2) 参加ポイント 2ポイント
- (3) 実践ポイント 1ポイント

(対象事業)

第10条 健康ポイント及び参加ポイントの対象事業は、別表のとおりとする。

(景品交換)

第11条 参加者は、ポイントの合計が100ポイントに達したときは、カードを景品と交換することができる。

- 2 前項の景品の交換は、同一人につき年度内1回のみとする。
- 3 前項の景品の交換をした以後は、景品の追加交換及び変更を認めないものとする。
- 4 景品の交換は、参加者が合計100ポイントに達していることを確認できるカードを町長に提出するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、マイレージ事業の実施に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度におけるこの要綱第4条、第7条及び第11条第4項の規定の適用については、「4月1日」とあるのは、「5月1日」とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

健康ポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康診査の受診（成人健康検査、特定健康診査、長寿健康診査、人間ドック等） 2 特定保健指導の受診 3 骨粗しょう症予防教室の参加 4 がん検診の受診（胃、大腸、子宮、乳又は前立腺） 5 成人歯科健診・相談、妊婦歯科健診又は産婦歯科健診の利用 6 住民健康検査〔肺がん・結核検診〕（肺のレントゲン検査） 7 保健センターが開催する各種健康づくり又は介護予防教室への参加 8 あいち健康プラザの健康づくり教室への参加（1日実践型、滞在型又は通所型の利用） 9 あいち健康プラザ健康度評価の受検（平成28年4月1日以降） 10 あいち健康プラザの定期券発行を受けた者 11 介護予防に関するアンケートで町が実施するものへの回答 12 歯周疾患検診の受診 13 予防接種 <p>※ 保健センター以外で上記に相当する健診（検診）等を受診された場合もポイントを付加するものとする。</p>
参加ポイント	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健センター <ol style="list-style-type: none"> (1) 健康展への参加 (2) 各地区健康相談又は各地区介護予防講話への参加等 2 文化センター 文化センター、郷土資料館等が主催する教室、講座等への参加 3 各地区コミュニティセンター コミュニティ等が主催する教室、講座等への参加 4 図書館 <ol style="list-style-type: none"> (1) 図書館が主催する講座、イベント等への参加 (2) 図書の貸出 5 体育館 体育館が主催する教室、イベント等への参加 6 総合ボランティアセンター（なないろ） 総合ボランティアセンター又は総合ボランティアセンターが応援する団体等が主催する講座又はイベントへの参加 7 あいち健康プラザ <ol style="list-style-type: none"> (1) トレーニング施設等の利用

	<p>(2) ヘルスアップコースへの参加等</p> <p>8 東部知多温水プール プールの利用</p> <p>9 社会福祉協議会 (福祉センター)</p> <p>(1) 各地区ふれあいサロンへの参加</p> <p>(2) 認知症予防カフェ等の社会福祉協議会が主催するイベント等への参加</p> <p>10 健康づくりに関する同好会で町長が認めるもの 健康体操、ウォーキング等の健康づくりに関する活動への参加</p> <p>11 その他町長が認めるもの</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------